（1頁から続く）　一つの原子炉の炉心で同時に多数の燃料集合体がやられ、炉心の大破壊という身の毛もよだつ大事故となる可能性もあるということを意味している。

ところで、伊方２号炉の今回の定検で明らかになったもう一つの重大な事故は、発電機に直結している低圧タービンの回転翼に、多数のヒビ割れが発見されたということである。

タービンは原子炉とは別の建物、タービン建屋に据え付けられているが、そこには、発電機を冷却するための水素ガスや機械油などの可燃危険物が多量置かれている。チエルノブイリ原発事故の際、タービン建屋での火災を消し止めようとして、３０名近い人たちが放射線障害で亡くなったことは記憶に新らしい。

今から約１５年前、関西電力の海南火力発電所で大爆発事故があったが、それも、発電機冷却用の水素ガスによるものであった。また約２年前には、台湾の原発、馬鞍山１号炉で、今回伊方２号炉で見つかったような回転翼のヒビ割れから、回転翼がひきちぎれて飛び散り、その一つが水素ガスの配管を破損させたために、タービン建屋内で火災が発生し、内外の原発関係者に大きな衝撃を与えたばかりである。

そもそも、タービンの回転翼の破損は、あってはならないことである。というのは、高速で回転しているタービンの回転翼がひきちぎれると、ちぎれた金属の塊がものすごい速さで飛び出し、タービンのカバーはもちろんのこと、タービン建屋の屋根もつき破り、さらに、その角度によっては、原子炉格納容器まで貫き、ついには原子炉に損傷を与えるという大事故に至る可能性があるからである。

この種の事故は「タービン・ミサイル事故」と呼ばれているが、現在の安全審査では、この事故は１千万年に１回より低い確率でしか起こらないはず、ということで考慮しなくてもいいことになっている。ところが伊方２号炉では、運転開始後４年ほどで、タービンの回転翼がヒビだらけとなっていたのである。

今回の四電の発表で、いつもは四電の側に立って「安全です」と云い続けてきた愛媛県も仰天し、さる２月１２〜１３日に、安全協定に基づく立入り調査を実施した。その内容はお座なりなものであったが、四電の説明では納得できなかったのであろう。「住民の不安を解消するため」に、県知事名で四電社長あてに、異例の「指示」を出し、事故原因の徹底究明と再発防止を要求している。

八西連絡協と２号炉原告団では、原子力安全委員会に公開質問状を送ることと、第２９回公判で緊急に被告国側に対し、事故経過・原因を公表することと、事故に対する見解とを要求していくことをきめている。

会計報告（'87.2／1〜2／28）

収入	
会　費	5,000
ニュース購読料	52,000
計	57,000
支出	
ニュース印刷費	31,000
振替手数料	170
郵送料	9,400
ゼロックス・リース料	14,300
計	54,870
差引	2,130
積立金合計	1,002,099

伊方訴訟ニュース

第163号
1987年3月20日

伊方原発訴訟を支援する会
連絡先〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎06-363-2112 口座大阪3-48780

伊方２号炉で相次ぐ重大事故

原子力安全委への公開質問状と法廷の弁論で追及

伊方原発２号炉は、さる１月１９日から第４回定検に入っていたが、四国電力は２月２日と４日に相次いで、原子炉の運転中に二つの重大な事故が発生していたことを発見したと発表した。

その一つは、原子炉の炉心で起こっていた出来事で、炉心に入れられていた燃料集合体の一つで発見されたという。各燃料集合体には約１８０本の燃料棒が納められており、合計で１２１体の燃料集合体は、炉心の上下にある２枚の支持板で支えられて炉心に固定されている。

ところが、原子炉の運転中には、ぎっしりつまった燃料棒の間を、毎秒５mほどの速さで冷却水が下から上に駆け抜け、その流れのために燃料集合体は浮き上がろうとする。したがって、燃料集合体の上下でしっかりと固定しすぎると、水流によるねじれのために集合体に歪がかかり、その力で集合体が破壊され、燃料棒がバラバラになる恐れがある。

それで、燃料集合体の最上部の金属製の四角いワクの上に、４枚の板状のバネ（巾が２センチ、長さが１３センチ程度）を取り付けてクッションの役をさせ、集合体に歪がかからないようにしてある。そしてその４枚の板バネは、２枚づつをその根元で「止め金」でしめつけて固定するようにしてある。

今回の四電の発表では、２個ある「止め金」のうちの１個が、ひきちぎれて飛んでいた、というのである。「止め金」が飛んでしまえば、それで押えられていた２枚の板バネも、どこかに飛ばされるなり、たとえ残っていても、正常なクッションの作用は失われていたに違いない。しかしそのことについては、今回の発表では不明確なままである。

四電の発表直後に、監督官庁の通産省は、「燃料集合体には影響はなかった」との談話を新聞に発表している。しかし、４枚の板バナのうち２枚がダメになっていたのに、集合体に何の影響もなかった、などといった弁明は信じられない。もしそれが本当なら、もともと板バネなど不必要、ということになる。

また今回の事故が重大なのは、それが伊方２号炉だけでなく、他の同型炉でも発生していることである。すなわち、約１年半前に美浜３号炉で、また今回の伊方２号炉の定検と同じ頃に定検に入っていた玄海２号炉でも、全く同様の出来事が発見されている。ということは、三菱製の燃料集合体に共通の欠陥であり、さらに（以下８頁に続く）

2号炉訴訟

原告準備書面

（1986年12月12日提出）

（その3）

(四) 四国四県の住民（消費者）に伊方原発はいらない。

必要で安全なものなら電力を多く費う松山や高松へつくれ。

さて、さきに述べたように、伊方原発の地元では、電力はわずかしかいらず、なんの利益ももたらさず、大なる害悪を後世にまで遺すことになることがよくわかったと思う。

本件の原告で、伊方原発反対八西連絡協議会の創立以来の事務局長の矢野浜吉氏は、敬虔なクリスチャンであるが、かって、「放射能で汚染されたものは、土ひとくれでも四国電力と被告側に持ち帰ってもらおう」といわれた。伊方原発の完全徹去まで反対運動をつゞけるのが私たちの大方針である。

四国電力や行政が「原発は安全無害であって、地元の利益になる」とあまり宣伝するものだから、地元住民のあいだから、誰かれとなくいつからとなく、「原発がほんとうに安全なものなら、電力を多く費う高松や松山へつくれ」と言いだしたのである。この素朴ではあるが核心をついた提言に、四国電力からも行政からも、いまだに回答はなく、おそらく永久に答えられないであろう。

ところが現在も将来も、この四国四県に原発がなくても、住民のみなさんを困らせないだけの電力があることを、これから明らかにしておきたい。

(四)ノ一　伊方原発がなくても四国の電力設備は余っている。

(二)でも述べたように、鯨岡環境庁長官をして「金をバラ撒く四国電力のやり方はまちがっている」と言わしめるほど、あれ以来も四国電力は、窪川町及びその週辺の住民を抱き込む工作をつゞけているようである。高知ナンバーのバスが、多い日には二台も三台も連なって伊方原発を視察し、その夜は八幡浜市内に宿泊して呑めや喰えやの大騒ぎをさせて平和な窪川町を「もませ」つづけてきた。

ところが昭和六十一年四月十二日付の高知新聞（甲十六号証の十）によると、四国電力の山口会長は「将来的に電力が供給過剰に陥いる傾向にあることをにおわせたあと、そうなれば今後大きな発電所はいらなくなるだろう。この際（中長期的な新発電所計画について）、振りだしに戻って考えなおす必要がある」といったという。

原発推進派の人達にとって青天の霹れきである。今日まで、「原発は危険だけれど電力がいるのだから仕方がない」と、行政の圧力もあって反対の意志表示ができなかった人が多かったのである。とにかく「電力不足」が原発推進にとって錦の御旗であったのである。

昭和六十一年四月十九日付の朝日新聞高知版（甲十六号証の十一）にはこのことについて、

「大づかみに四国電力の需要概況をみよう。同社の設備能力（出力合計）は原子力、水力、火力（石油、石炭）合わせて五百八十万キロワットである。（表参照）

60年度末 供給設備

			(kW)
自社（四国電力）	原子力		1.132
	水力		1.097
	火力	石炭	406
		ガス	229
		石油	2.536
		火力計	3.171
	計		5.400
他社	水力		317
	火力		100
	計		417
合計			5.817

これに六十七年運転開始予定の伊方三号機八十九万キロワット、九州・長崎県に建設中の電源開発松浦（火力）から引取る十万キロワット、さらに小水力を含めると、七年後には六百八十万キロワットになる。

これに対し、需要実績は、六十年度の場合、ピークが三百四十万キロワット時、正月の一番需要の落込んだ時で百四十九万キロワット時、もちろん供給力から予備率や定期検査による分を差し引く必要があるが、それでも電気はたっぷり余る。

それどころか、伊方三号機が動けば、小回り運転のきかない原発の性格から、需要が落ち込むときは、原発を止めなければならないことも起こり得る。

今後、十年の需要の伸びを、四国電力は年平均二、八％としているが、六十年度をみると二、四％にとどまる。電気がたくさん売れなければ大型原発に投資する意味がない。又急いで建設すれば料金にはねかえりユーザー（特に産業界）は、省エネや自家発電に走るほかない。

こうしたジレンマがある限り電力側の慎重姿勢が強まるのは当然といえよう。」

と報じているのである。

さて、四国電力ではつくられた電力の十％ていど他社へ売電していたが、お得意先であった関西電力なども、自社の電力で十分まかなえるようになったので、四国電力では益々供給過剰になっているといわれている。

地元の放送局が「今、四国の電力は三〇％が原子力発電によってまかなわれています」と、毎日のように放送している。又、ある民間放送で評論家の竹村某が、四国では正月などは九十％以上が原子力発電によってまかなわれていると言っているが、いづれも原子力発電の比重が高いことをPRするためと思われるが、たしかに現在「動いている」というよりも、むりをして動かせている原発は、事故で停止したときや定検を除き、全発電量の三〇％以上になっているかもしれない。

ところがそうなると、水力か火力の二百八十万キロワットの発電設備を休ませていることも事実である。

そこで四国電力の需要が、真夏のピーク時で三百万キロワット時としても、伊方原発一、二号の百十三万二千キロワットを完全に停止しても原子力以外の発電で十分まかなえて、なお百五十万キロワットの余力があり、渇水や定検（これは火力発電）があっても四国四県に十分供給できるのである。

私たちが本件のように設置許可の取消しを求める裁判をしたり、事故にあたり運転を停止せよと要求すると、何か社会不安でも起るが如くいう者がいるが、危険な伊方原発が発電をとめたからといって何んの心配もないこ

とをいっておきたい。

さて私たちがこういえば、今は余裕があるようにみえるが、将来の需要の伸びを考えて原発が必要だというかも知れない。しかしながら次の頁の「四国電力の電力需要の予測と実績」という図でしめしているように、当初は大巾な伸びを予測していたようであるが、伊方一号炉の運転開始をしてから一年余にして早くも需要は横ばい、ないしは下落しはじめ、三年後に多少持直したものの、最近では又需要が大きく落込んでいるという。昨今報道されたところによると、今年にはいってから、電気器具の普及などで家庭用等は若干ふえたものの、工業用はずっと昨年比で二〇%近くも落込んでおり、これが回復する材料は今のところ何もないと言われている。そして過去の伸び率は他社への売電分も見込まれていたと思われるので、その分がいらなくなった今日では、伸び率は0かあるいはマイナスではないかといわれている。

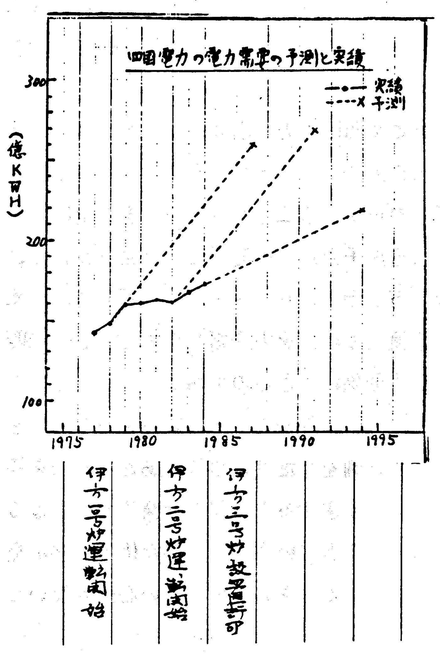

ところが、それにもかかわらず伊方三号炉八十九万キロワットを着工し、さらに松浦火力の分も十万キロワットといっていたが、さいきん二十万キロワットに増えており、小水力も含めると百十万キロワットの供給設備が増えることになり、現在でも二百八十万キロワットの余裕をもっているのに、その上百十万キロワットの新規設備を加えると三百九十万キロワットも余裕があることになる。

私たちがこのように言うと、四国電力や原発推進派の人達は、わが国は石油等エネルギー資源がほとんどないので、石油等にかわるエネルギー対策はやはり原子力以外にはないというかも知れないが、それならば原子力発電所で使うウランがわが国に産出されるのであろうか、否である。世界的にいっても、石油石炭ガス等の地下資源に比較にならないぐらい少量であるといわれているのである。

そこで私たち住民は、エネルギー政策を立案する立場でも、又、供給する立場にもないけれど、「原発がなくて電力をどうするか」と、原発反対を批判する者に対しては、私たちの払ってきた電気代や税金で作った火力や水力の設備を十分生かして、安い石油や石炭、そして円高メリットも利用して安い電力をつくるべきで、そのあいだに、わが国にいくらでもあるエネルギー資源、即ち、水力、風力波力、太陽熱、地熱などを利用した電力を研究開発し、商業ベースにして供給してもらいたいと言うのであって、これこそ吾が国に適応したエネルギー政策ではなかろうかと思うのである。

(四)の二　四国四県の住民に危険で高い原発の電力をなぜ押付ける。

(二)でも述べたように、四国電力は伊方原発をつくるため金を湯水のように使ってきたようにいわれてきた。

そして住民の払う電気料や税金で作った既設の設備を遊ばせておいて、新しい原発を次々に作るので、原発は余程もうかるものと思っている者も多いようである。事実、自治体の幹部や経済団体の役員たちのなかにも「四国電力は原発でもうけ、他所の消費者は原発で作る安い電力を使ってもうけているのだから、地元が犠牲になることはない」という論理で、もらうものは少しでも多くもらおうと公然といっているのである。

それらが安全性について信用しているかといえばそうではなく、「どうせ反対していても、賛成していても、金をもらっていても、もらっていなくても」、どかんとやられるときはみないっしょだからと、それならもらった方が得じゃあないかと恥しいことをいう者もいる。とにかく原発はもうかるものと思っているようである。

それならば(三)の四でも述べたように、まず消費者の電気料が安くならなければならない筈であるが、安くなるどころか、かえって高くなっているのである。最近若干電気料が下ったようであるが、それは石油危機や価格の暴騰で電気料が高くなるからと原発を作ったのであるが、その石油がだぶつき価格が下がり、円高の差益もあって値下げになったというから皮肉な話である。

昭和五十九年十一月二十一日付の朝日新聞（甲十六号証の十二）によると、次ページの表にあるように、安い安いといっていた原子力の発電コストが、火力や水力と僅かの差に追いつき、この数字には廃棄物や廃炉の処理費が含まれていないので、もしこれを含めると、もうとうに逆転しているのである。

発電コストおよび建設単価表

年度	61	55	57	59	建設単価(西暦)
水力		(KWH 円)	(時間当り コスト)	円 21	63 万円
石油	円 9.6	円 17.7	円 19.9	円 17	14 〃
LNG				円 17	19 〃
石炭	円 9.5	円 12.4	円 14.8	円 14	24 〃
原子力	円 8.7	円 8.8	円 11.8	円 12.30	31 〃

特に使用済核燃料の再処理費については、昭和五十七年十月二十日付の日本経済新聞（甲十六号証の十三）によれば、「電力各社は英核燃料公社（BNFL）、佛核燃料公社（COGEMA）との契約で三千二百トンの使用済核燃料を、昭和六十五年度までに再処理してもらう。この費用六千億円、トン当り約二億円、一キロワット時約一円につく。ただし日本が送り出した分は先方でまだ、プールにつけたまま。これから工場を造って再処理するので、やがて値上げ要求がくるかも知れない。現に日本原子力発電の東海一号炉（コールダーホール改良型、十六万キロワット、四十一年七月運開）の使用済核燃料の英国での再処理費は、今回大巾に値上げされ、一キロワット時十円近くにつきそうだ。」と報じている。

私たちには、そのごの詳しい状況はわからないが、おそらく日本の電力各社が考えているようにはいかず、これが発電コストに大きく撓ねかえることは必至で、そうなるとたとえば伊方三号炉の発電コストは一キロワット時あたり三十円近くになることも考えられるのである。

さて次のページの表は伊方一号、二号、三号について、設置許可申請書の添付書類にある建設コスト及び発電原価を比較したものであるが、建設コストは、伊方三号は一号の約三、八倍、発電原価は約六、三倍と高騰してきているのである。さらに伊方につくるか窪川につくるか知らぬが、四号炉を造るとなると、建設コストも発電原価も上昇することはまちがいない。

原子炉名	電気出力	運開年月	建設コスト	発電原価	出典
			(万円/KW)	(円/KWH) (送電端)	
			万円	加算度	年間
伊方1号	57.6万	S52	8.5	2.79	伊方発電所(のパンフ)コスト添付書類
伊方2号	57.6	S57	19.	8.1	添付書類
伊方3号	89.0	S61(予定)	32.	10.51	添付書類

なぜならば、他の商品生産には競争原理が作用して値下げもできようが、四国電力は民間企業とはいえ電力の供給を独占しており、政府の許可さえあればどんどん電気料の値上げができるので、電力が必要であろうがなかろうが高くなろうが造ろうとしているのである。

そうなると、自家発電でもしない限り、四国電力以外に電力を求めることのできない住民は、原子力の比率が高くなればなるほど、高い電力を押付けられることになり、個人生活においては家計費を圧迫し、企業においては電力費で経営が行詰ってくることになるのである。

そうなると伊方原発は、地元住民にとってはもちろん、四国四県の住民、即消費者にとって危険であるうえ経済性のないものであることがよくわかると思う。

(四)の三　省エネルギー政策はまちがっていない。

資源の浪費は日本の将来を危くする。

さきにも述べたように、伊方原発が進められた理由として、エネルギー資源の少ない日本では、石油に替わるものといわれ、特に昭和四十九年に起った石油ショック以来拍車がかかったようにいわれている。

しかしその当時は、省エネルギー政策も強く打ちだされ、国や地方公共団体等の施設でも節電が実施され、職員にはノーカーデーをもうけたりしていた。この松山地方裁判所においても、「急がぬ人は乗らないように」エレベータの使用も制限されていた。

ところがそうした省エネ政策も、ものの一年か二年ほどで立消えとなり、今日では内需拡大とやらで、エネルギーも多く使うように促しているが、となるとわが国の消エネ政策は、地元住民はじめ、多くの国民のいやがる原発を推進するための道具にしたにすぎなかったように思う。

これに対し私たち原告住民は、昭和五十二年五月二十八日、本件伊方二号炉の設置許可に対する異議申立にあたり、「経済の無秩序な発展は資源の不足と環境の破壊をもたらし、人類の生存の可能性すら危ぶまれる事態になっている。最早、省資源、省エネルギーの社会を確立する以外にわれわれ未来に向って生きのびられる方法はない。それにもかかわらず産業界では依然として、資源エネルギーの多消費のうえに自らの繁栄をうちたてようとしている。石油不足によるエネルギー危機を解決するものは原子力であるとして、地域住民の反対を他所に、危険な原子力発電所の建設を強行してきた。」と強く訴えていたのである。

さきにも述べたように、今日四国電力では、二百八十万キロワットにものぼる発電設備を遊ばせておいて、危険でコストの高い原発を次々造るのは何故だろうか。こんなムダは原発をおいて他にはないのである。

これに対し住民たちは、生活の知恵をはたらかせ、ささやかながらでも省エネを行い、不況や低賃金に負けまいと懸命に努力しているが、その住民の税金でまかなわれている官公庁では、新しい大きい建物のなかで、口では行革を唱えながら、居ながらにして、無駄と浪費のなかで、ただ漫然と日をすごしているようにみうけるが、危険な原発に手を貸したりするよりも、自らも省エネを行い、又わが国の経済構造を日本に適応した方向へ導くのが、公務員たる者のつとめではないだろうか。

さて本件の被告でもあり、わが国のエネルギー政策をつくっている通産省が、昭和五十三年に松下技研に委託して作った「エネルギー需要と地域整備についての綜合的研究」と題する報告書がある。

この報告書は、地域別に、自給エネルギー系と外部系エネルギー系との共存化について調査研究したもので、おそらく石油ショックのあと、それまで石油にだけ頼っていた反省から、各地域にどれだけ自然エネルギー（太陽熱、風力、沿岸波力、地熱、バイオマス）等が潜在しているかを調べ、その自然エネルギーと石油、石炭、ＬＮＧ等外部系のエネルギー系と、どのように共存する形態がとれるかを調査研究したもので、当時はもちろん、今日でも貴重なものでないかと思われる。

しかしながらその報告書は、いまだに陽の目をみていないばかりか、話題にもならないのである。それはなぜかというと、被告国側も四国電力等業界も、原子力発電以外は眼中になく、ひた走りに走っているからである。

さて今日、危険きわまりない原発をエネルギー供給の中心にするのが国策であるが、伊方原発やあるいは他の原発でも、明日にもスリーマイルやチェルノブイリのような大事故が起ると考えるのが今や常識であるが、もしそうなれば、わが国は、経済的なものだけにとどまらず、国民生活にも著しい障害をあたえ、社会的大混乱は必至であるが、そうした事態をさけるため、一日も早くエネルギー政策の転換をはかり、自然エネルギーの開発に努力すると共に、省エネルギー政策を一時的なお祭りさわぎに終らせることなく定着させ、それにふさわしい経済構造や社会環境につくりかえてこそ、住民のため、国民のためのエネルギー政策であり経済政策となるのである。

（以下次号に続く）